

<カタログガーのメモ>

RDA最終草案の付録における関連表示

古川 肇

AACR2に替わる新しい目録規則、*RDA: Resource Description and Access*の最終草案が本年11月17日に公開された¹⁾。

全面的レビューは今後のこととして、これに対する筆者の思いは一様でなく肯定と否定が縋い交ぜとなった状態にある。とはいえ書誌レコード間の関連に光が当てられるようになったことは大いに歓迎したい。本文の後半で各種の関連が網羅的に規定され、さらに付録でそれを精細に表現するための関連表示(*relationship designator*)が列挙されている点は、目録データベースのナビゲーション機能に道をつけるものであり、目録の将来に展望を開くものと思う。

最終草案全体の骨格については、本号で別にレビューを試みた2007年12月案と変わらないので、それを参照していただくとするが²⁾、関連については、単に本文(セクション5-10)だけでなく、今回初めてその詳細が明らかにされた上記の関連表示(付録 I-L)をも併せ見ないと、関連の総体は把握できないと思われる。以下にその略述を試みる。

前もって本文の関連の部に属する各セクションについて、タイトルのみ挙げておく。

セクション5 「著作・表現形・体现形・個別資料の間の主要な関連の記録」

セクション6 「資料と結合した個人・家族・団体の間の関連の記録」

セクション7 「主題の関連の記録」

セクション8 「著作・表現形・体现形・個別資料の間の関連の記録」

セクション9 「個人・家族・団体の間の関連の記録」

セクション10 「概念・物・出来事・場所の間の関連の記録」

そこで付録に着目すると、最終草案には全体で13種が用意されているが、そのうち関連に関するものが、次のように4種まで占めている。

I. 資料と資料に結合する個人・家族・団体の間の関連に関する関連表示

J. 著作・表現形・体现形・個別資料の間の関連に関する関連表示

K. 個人・家族・団体の間の関連に関する関連表示

L. 概念・物・出来事・場所の間の関連に関する関連表示(未完)

本文とこれらの対応関係は以下の通りである。

セクション6 I

セクション8 J

セクション9 K

セクション10 L

次に、Lを除く各々について本文との対比の上で概観してゆく(例示の字体は原文に従った)。

1. 付録 I

同種のリストとしてAACR2の21.0Dの「役割表示」*designation of function*が先行して存在する。だが、それがわずかに*comp., ed., ill., tr.*だけであったのに反し、付録Iには比較にならない多数の表示が含まれている。これは目録規則の外の、資源記述スキーマやメタデータを開発する分野における過去の成果を踏まえたものである。

まず著作と結合した個人・家族・団体については、本文(19.2/19.3)に対応して、creatorに関する役割表示(I.2.1)とそれ以外の個人・家族・団体に関する役割表示(I.2.2)に二分され、前者として*author*などが、後者として*honouree*（記念論文集の被記念者）などが列挙されている。creatorとは、従来の基本記入標目、およびそれに準じて内容に第一次的に責任を有する著者のことである。なお基本記入標目の選定については本文の6.27.1に規定されていて、*main entry*の語はもはや使用されていないが、概念は保持されている。

表現形と結合した個人・家族・団体については、本文(20.2)に対応して、contributorに関する役割表示(I.3.1)として*editor*などが列挙されている。

体現形と結合した個人・家族・団体、および個別資料と結合した個人・家族・団体については、本文の区分(21.2/.6および22.2/.4)と付録の区分が一致せず、後者が前者に比べて粗いのは疑問の残るところであるが、付録における区分とその例を一つずつ示すと、次のようである。

- ・体現形と結合した個人・家族・団体(I.4)・・・製作者（例：*book designer*）、出版者（例：*broadcaster*）、頒布者（例：*film distributor*）
- ・個別資料と結合した個人・家族・団体(I.5)・・・所蔵者（例：*current owner*）、その他（例：*binder*）

2. 付録 J

最も注意深く読む必要のある付録である。本文第25-28章に対応して、ある著作と関連する著作、ある表現形と関連する表現形、ある体現形と関連する体現形、ある個別資料と関連する個別資料の順に挙げられている。本文では条項が細分されていないのに、付録 Jでは各々が次のように細分されている。適宜、例を添える。

- ・ある著作と関連する著作(J.2)・・・派生（例：*digest of (work)*）、記述（例：*commentary on (work)*）、全体・部分（例：*in series (work)*）、付随（例：*appendix to (work)*）、連続（例：*continues (work)*）
- ・ある表現形と関連する表現形(J.3)・・・派生、記述、全体・部分、付随、連続
- ・ある体現形と関連する体現形(J.4)・・・等価（例：*reprint of*）、記述、全体・部分、付随
- ・ある個別資料と関連する個別資料(J.5)・・・等価、記述、全体・部分、付随

ここに登場する関連は、2007年6月案では次のように説明されていたものである³⁾。

等価の関連・・・著作の同一表現形を具体化した二つの体現形どうし、または体現形とその体現形を複製した個別資料の関連。

派生の関連・・・ある著作または表現形とその改変物との間の関連。ある版と改訂版，原文とその翻訳，原文とその戯曲化などがある。

説明の関連・・・ほかの著作・表現形・体現形・個別資料を説明した著作（または表現形）と、それが説明した実体との関連。書評、注釈など。

全体・部分の関連・・・著作・表現形・体現形・個別資料とその部分の間の関連。部分の書誌レコード側における全体の表現には従来のシリーズ名が、全体の書誌レコード側における部分の表現には従来の内容細目が含まれる。

付随の関連・・・ある著作（または表現形）とそれを増補する(augment)か補足する著作（または表現形）の間の、あるいはある体現形（または個別資料）とそれを補足する体現形（または個別資料）の間の関連。本体と補遺，索引など。

連続の関連・・・ある著作または表現形とそれに先行またはそれを継続する著作または表現形との間の関連。逐次刊行物相互などに見られる。

具象物でない著作と表現形に等価がなく、具象物の体現形と個別資料に派生と連続がないことに注意されたい。

3. 付録 K

本文第30-32章に対応して、個人とほかの個人・家族・団体(K.2)、家族と個人・ほかの家族・団体(K.3)、団体と個人・家族・ほかの団体(K.4)と、満遍なくあらゆる組み合わせに対する関連表示が挙げられている。一例として個人と団体の関連に関する関連表示をすべて挙げてみる。

employee, founder, group member, incumbent, sponsor

以上のような関連表示にはなお洗練の余地が残されているとしても、この登用が目録を充実させることは疑いない。次世代の目録の在り方を考える際の検討項目に含めるべきであろう。

注

- 1) Joint Steering Committee for Development of RDA. RDA: Resource Description and Access: Constituency Review. <<http://www.rdaonline.org/constituencyreview/>>
- 2) 古川肇 「未来のアクセスポイントに関する規則」『資料組織化研究』56 2008 p.13-15
- 3) 古川肇 「未来の書誌レコードに関する規則（続）」『資料組織化研究』54 2008 p.24-25

（ふるかわ はじめ 近畿大学）
(2008年12月8日受理)